

滋賀県個人情報保護条例の改正に関する意見

平成16年9月1日

滋賀県個人情報保護審議会

はじめに

滋賀県においては、平成7年3月に「滋賀県個人情報保護条例」(平成7年滋賀県条例第8号。以下「現行条例」という。)を制定、同年10月から施行し、県の実施機関および事業者の個人情報の適正な取扱いの確保を図り、県民の権利利益の保護に努められてきて以来、約9年が経過しようとしています。

一方、国においては「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。)や「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第58号。以下「行政機関法」という。)が平成15年5月30日に公布され、個人情報保護に関する一般的な法制度が整備されました。

そこで、現行条例と法律との整合を図ることや個人情報の保護を一層充実することが必要となり、本年2月5日に知事から滋賀県個人情報保護制度の見直しについての意見を求められたことから、滋賀県個人情報保護審議会において、現行条例の改正に関する検討を行ってきました。

このたび、審議会による延べ7回の審議を経て、「滋賀県個人情報保護条例の改正に関する意見」を取りまとめました。

本意見の特徴としては、

- 1 上記法律および滋賀県情報公開条例や他府県の個人情報保護条例の諸規定と現行条例を相互に比較検討し、(1)個人情報の保護のため現行条例にはない有効な仕組みを新たに設けること。(2)現行条例の運用と実績を十分勘案し法より先進的な部分を存置すること。
- 2 個人情報の開示請求の範囲を広げるとともに、不開示にする場合の基準を整備すること。
- 3 個人情報の管理につき安全確保の措置を図る規定を整備すること。
- 4 以上のことを実効あらしめるために、従来責務にとどめられていた努力規定を義務規定とするほか、違反行為に対する罰則を新たに設けること。

などをあげることができます。

もっとも、本意見に含まれていないもので、委員より指摘された若干の問題点もありますが、それらについては、法令等の今後の運用動向や、事業者、県民の意識の動向、関係諸機関との間での意見調整に待つべき事項でもあることから、その問題点については引き続き注視していくこととし、将来における見直しの機会にその本格的な検討を譲ることとしました。

今後、県におきましては、この意見の趣旨を十分に踏まえ、個人情報保護制度の一層の充実を図られることを期待いたします。

平成16年9月1日

滋賀県個人情報保護審議会
会長 長尾 治 助

目次

| | | |
|-------|-------------------------|----|
| 第1 | 実施機関の範囲 | 1 |
| 第2 | 定義 | 2 |
| 第3 | 県民の役割 | 3 |
| 第4 | 個人情報の取扱いの制限関係 | |
| 4 - 1 | 利用目的の明示 | 4 |
| 4 - 2 | 保有制限 | 5 |
| 4 - 3 | 電子計算機等の結合による提供の制限 | 6 |
| 4 - 4 | 実施機関および委託を受けたものの安全確保の措置 | 7 |
| 4 - 5 | 個人情報保護審議会の関与 | 8 |
| 第5 | 開示請求関係 | |
| 5 - 1 | 職員情報等の開示請求 | 9 |
| 5 - 2 | 開示・不開示の枠組み | 10 |
| 5 - 3 | 不開示情報 | 11 |
| 5 - 4 | 部分開示 | 14 |
| 5 - 5 | 裁量的開示 | 15 |
| 5 - 6 | 存否応答拒否 | 16 |
| 5 - 7 | 開示請求の方法および決定等の規定 | 17 |
| 5 - 8 | 事案の移送 | 18 |
| 5 - 9 | 第三者保護に関する規定 | 19 |
| 第6 | 訂正請求の規定 | 20 |
| 第7 | 利用停止請求権 | 21 |
| 第8 | 事業者の保有する個人情報の保護 | 22 |
| 第9 | 個人情報保護審議会の調査権限等 | 23 |
| 第10 | 適用除外の規定 | 24 |
| 第11 | 罰則規定 | 25 |
| 第12 | 死者に関する個人情報 | 27 |

資料

- 1 滋賀県個人情報保護審議会委員名簿
- 2 滋賀県個人情報保護審議会審議経過

第1 実施機関の範囲（第2条第2項）

県の全ての機関が、条例の実施機関になることが望まれる。したがって、現在、条例の実施機関となっていない公安委員会および警察本部長も実施機関に加わることが適当であるが、条例の適用については、その取り扱う個人情報に犯罪の予防・捜査等特殊性を有していることから、一定の例外的な取扱いが必要である。

【説明】

県が保有する個人情報の保護対策は、個人情報の取扱いに伴って生じるおそれがある個人の権利利益の侵害を防止することを目的とするものである。

そして、県の各機関においても、個人情報の保護対策を講ずる必要性に差異はないものと考えられる。

このことから、県の全ての機関が、条例の実施機関になることが望まれる。

したがって、現在、現行条例の実施機関となっていない公安委員会および警察本部についても実施機関に加わることが適当であるが、警察業務については、その取り扱う個人情報に犯罪の予防・捜査等特殊性を有していることから、条例の適用については、一定の例外的な取扱いが必要である。

第2 定義（第2条）

- 1 「個人情報」の定義に、生存する個人に関する個人情報と明記するとともに、法人等の役員の情報は、個人情報に含めることが適当である。
- 2 「保有個人情報」、「本人」の定義規定を設けることが適当である。

【説明】

1 「個人情報」の定義

(1) 生存する個人に関する情報

現行条例では、「個人情報」を「個人に関する情報であって、特定の個人が識別され得るもの」と定義しており、死者の個人情報も含んだ概念となっている。

しかし、条例が生存する個人の権利利益を保護することを目的としていること、および、死者には権利能力がなく、自己情報の開示請求権が行使できないことから、条例の解釈運用において、死者の個人情報は対象としていない。

したがって、今回の改正に当たって、制度の対象は、生存する個人に関する情報であることを明らかにすることが適当である。

(2) 法人等の役員に関する情報

現行条例では、法人その他の団体に関して記録された情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報を「個人情報」の定義から除いている。

しかし、法人等の役員の情報は法人等の情報であると同時に、個人に関する情報としての側面も持つことから、個人情報に含めることが適当である。

2 「保有個人情報」の定義

開示請求等の対象となる個人情報の概念を明確にすることは、制度の前提である。

現行条例では、たとえば、第11条で「何人も、自己に関する個人情報の開示の請求をすることができる」と規定しているが、その個人情報は、第10条第1項において、「公文書に記録されたもの」に限定されており、さらに、その公文書については、第2条第3号において、実施機関が保有している文書等としている。

要約すれば、開示請求等の対象は、「県の実施機関の保有する個人情報」となるが、そのことを条例上明確にする必要があり、行政機関法に準じ、「保有個人情報」の定義を設けることが適当である。

3 その他 「本人」という概念についても、定義を設けることが適当である。

第3 県民の責務（現行条例規定なし）

県民は個人情報の保護の重要性を認識し、自己の個人情報の適正な管理に努めるとともに、他人の個人情報の取扱いに当たっては、その権利利益を侵害することのないよう努めることを県民自らの責務とすることが適当である。

【説明】

県民一人ひとりが、個人情報の保護の重要性を認識し、日常生活において、自己に関する情報を不用意に他人に提供することなどにより、自己の権利利益が侵害される危険を招くことがないように注意することや、他人の個人情報の取扱いについて、その権利利益を侵害することのないようにすることが、個人情報の保護にとって重要であることから、個人情報の保護に関する県民の責務を設けることが適当である。

第4 個人情報の取扱いの制限関係

4 - 1 利用目的の明示（現行条例規定なし）

利用目的の明示については、現行条例に置かれた収集制限規定等に含まれる形式で規定されているので、別途に規定する必要性はないと認められる。

【説明】

行政機関法第4条では、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときに限って利用目的を明示することとされている。

一方、現行条例では、個人情報を取り扱う事務について作成する登録簿に、事務の目的を登録し、一般の閲覧に供することになっている。また、本人からの収集を原則としているが（第4条）、この場合、本人に対する説明は不可欠なこととして当然実施していることから、改めて行政機関法と同様の規定を設ける必要性はないと考える。

4 - 2 保有制限（現行条例規定なし）

「保有個人情報」を定義することにより、「保有」は、条例の重要な概念と位置づけられることから、保有に関する原則として、保有制限の規定を新設することが適当である。

【説明】

開示請求等の対象を明確にするため、「保有個人情報」を定義づけした場合、「保有」は、条例上重要な概念と位置づけられる。

したがって、「保有」の原則として保有制限に関する規定を、行政機関法に準じて新設することが適当である。

この場合、収集制限に関する規定と内容が重複する部分について、所要の調整を行う必要がある。

4 - 3 電子計算機等の結合による提供の制限（第7条）

通信回線による電子計算機その他の情報機器の結合による、個人情報の実施機関以外のものへの提供を制限する規定については、存続させることが適当である。

【説明】

電子計算機等の結合による提供は、随時に、かつ、大量の個人情報を提供するものであり、いったん不適正な利用等が行われた場合には、個人の権利利益を侵害するおそれ大きいことから、結合による提供を行うに当たっては慎重な判断が求められる。

このことから、現行条例第7条で電子計算機等の結合による提供の制限を規定している。

この規定について、行政機関法では同様の規定はないが、存続させることが適当である。

4 - 4 実施機関および委託を受けたものの安全確保の措置（第5条・第8条）

実施機関および実施機関から個人情報を取り扱う事務について委託を受けたものの安全確保の措置について、努力義務規定ではなく義務規定とすることが適当である。

【説明】

現行条例では、実施機関および実施機関から個人情報の取扱いを伴う事務の委託を受けたものについて、個人情報の安全確保の措置（個人情報の漏えい、滅失およびき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置）を講ずるよう努めなければならないと規定している。

しかし、条例制定当時に比べ個人情報保護の重要性が格段に高まっていることから、これを安全確保の措置を講じなければならないとする義務規定とすることが適当である。

4 - 5 個人情報保護審議会の関与（現行条例規定なし）

個人情報の取扱いの制限規定の例外の適用においては、公正かつ適正な判断を確保するために、第三者の意見を聴く制度は有効であることから、例外規定の適用にあたっては、あらかじめ個人情報保護審議会の意見を聴くこととする規定を設けることが適当である。

【説明】

現行条例では、個人情報の収集の制限や利用および提供の制限の規定において例外規定に該当するかどうかの判断は、実施機関のみで行ってきたが、より公正かつ適正な判断を確保し県民の信頼に応えるために、あらかじめ第三者の意見を聴くことを制度化することが有効な方法と考えられる。

したがって、例外規定の適用の判断を行う場合には、あらかじめ個人情報保護審議会の意見を聴くこととする規定を設けることが適当である。

第5 開示請求関係

5 - 1 職員情報等の開示請求（第11条）

職員の人事、給与、福利厚生等の情報および職員の採用に関する情報は、現行条例では開示請求の対象から除外されている。

しかし、これら職員等の情報についても、内部管理情報であるとはいえ、条例の対象となる個人情報であるとともに、職員であっても条例の開示制度の活用が妨げられることがあってはならないことから、開示請求の対象とすることが適当である。

【説明】

現行条例では職員の人事、給与、福利厚生等の情報については、県との雇用関係上生じる内部管理情報であり、条例の趣旨が本来県民一般の権利利益を保護することを目的としているものであること、職員については地方公務員法上の不利益処分に関する不服申立等の救済制度が別途措置されていることなどの理由により、開示請求の対象から除外されている。

また、職員の採用に関する情報についても、前述の人事等の情報と同じように、内部管理情報であるとはいえないが、その中には、合格し、その後採用された職員の情報も含まれていることから、内部管理情報の延長線上に位置付けられる情報であるとして、同様に開示請求の対象から除外されている。

しかし、これら職員等の情報についても、内部管理情報であるとはいえ、個人情報保護条例の対象となる実施機関が保有する個人情報であるとともに、職員であっても条例の開示制度の活用が妨げられることがあってはならないことから、開示請求の対象とすることが適当である。

5 - 2 開示・不開示の枠組み（第13条）

個人情報の開示・不開示の基本的な枠組みに関する規定については、条例の原則開示の趣旨をより明らかにするために、実施機関は、個人情報の開示請求があった場合は、不開示情報が記録されている場合を除き、開示する義務があることを条例上も明確にすることが適当である。

【説明】

現行条例では、開示請求に係る個人情報が不開示情報に該当するものであるときは「開示をしないものとする」旨の規定を置いているが、本来、自己情報の開示請求に係る個人情報は、原則開示であり、不開示とすることは例外的措置である。

個人情報の開示・不開示の基本的な枠組みに関する規定については、条例の原則開示の趣旨をより明らかにするために、実施機関は、個人情報の開示請求があった場合は、不開示情報が記録されている場合を除き、開示する義務があることを条例上も明確に定めておくことが適当である。

5 - 3 不開示情報（第13条）

開示請求があった場合の、不開示情報の基準については、県の保有する個人情報の内容を踏まえ、必要な改正を行うことが適当である。

【説明】

実施機関の保有する個人情報の中には、本人に開示すると本人（開示請求者）以外の個人の利益を侵害する情報や実施機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報などがあり、本人に対しても開示することが適当でない情報があることから、原則開示の例外として不開示情報を規定している。

この不開示情報の基準について、県の保有する個人情報の内容を踏まえ、必要な改正を行うことが適当である。

不開示情報の項目ごとの内容

1 第三者に不利益を与えるもの（第13条第1号）

現行条例では、開示請求者に関する情報の中に開示請求者以外の個人の情報が含まれている場合において、その情報を開示請求者に開示することにより、その中に含まれる開示請求者以外の個人の正当な利益が侵されることがあるため、このような場合には開示しないものとしている。

しかし、既に公になっており、開示しても開示請求者以外の権利利益を侵害しないものや、たとえ開示請求者以外の個人の権利利益を侵害しても、人の生命、健康、生活または財産を保護するため開示すべきものもあると考えられることから開示請求者以外の個人の情報であっても開示を義務づける場合を規定することが適当である。

2 法人等に不利益を与えるもの（第13条第2号）

現行条例では、開示請求の対象となった個人情報に法人等または個人が営む事業情報が含まれている場合において、その情報を本人に開示することにより、その中に含まれる法人等または事業を営む個人の「競争上の地位その他の正当な利益を害するおそれ」があるときには、これらの情報を開示しないものとしている。

この「正当な利益を害するおそれ」について、これまでの条例の運用等を踏まえ、可能な具体化を行う必要がある。また、1と同様、人の生命、健康、生活または財産を保護するため、開示を義務づける場合を規定することが適当である。

3 評価等に関するもの（第13条第3号）

現行条例では、開示することにより個人の評価等に関する情報を知らせることにより、評価者と本人等との信頼関係を損ない、または評価等の事務の適正な執行に支障をもたらす場合は、開示しないものと定めたものであり、他の規定との関係を整理した上で、存置することが適当である。

4 公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるもの（第13条第4号）

現行条例は、公共の安全と秩序の維持を確保する観点から開示をしないものとして定めたものであるが、新たに公安委員会（県警察）を実施機関に加える場合は、警察業務の全国的な相互関連性を考慮し、非開示情報の取扱いについても統一を図る必要がある。

このようなことから、行政機関法と同様に本号の規定を犯罪の予防・捜査等に代表される刑事法の執行を中心としたものに限定するとともに、その活動の特性にかんがみ実施機関の第一次的な判断を重視する規定とすることが適当である。

5 法令または条例の規定により不開示とされるもの（第13条第5号）

現行条例は、法令等の規定により明らかに開示することができないものは、開示しないものと定めたものであり、現行の規定を存置することが適当である。

6 意思形成に支障が生ずるもの（第13条第6号）

現行条例では、行政内部の審議等に関する情報の中には、ある段階での決裁等の手続は終了しているものの、行政としての最終的な意思決定までには至っていない未成熟な情報や内部的な検討材料として外部から得た資料が多くあり、これらの情報がそのまま開示されると個人に不正確な理解や誤解を与えるおそれがあるので、これを防止するため、そうしたおそれのある情報については、開示しないものとしている。

個人の権利利益を保護するという観点からすると、こうした意思形成過程の情報については、可能な限り開示されることが望ましく、実施機関が開示しないことができる情報の範囲は、できるだけ具体的かつ限定的に規定し、解釈が拡大されるおそれのないようにしておくことが適当と考えられる。

したがって、審議等に関する情報について、開示することにより、「率直な意見の交換もしくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」や「不当に混乱を生じさせるおそれ」、「特定の者に不当に利益を与えもしくは不利益を及ぼすおそれ」のあるもの等、現行条例よりもより具体的かつ限定的な要件となるよう改正することが適当である。

また、現行条例では、この号の対象情報としては県の内部や県と国等の間での情報に限られているが、県が保有する国や他の地方公共団体の機関の内部または相互間における情報についても同様の基準で開示・不開示の判断がされることが相当と考えられ、県の機関および国等の内部または相互間における情報に広げることが適

当である。

7 事務の適正な実施を困難にするもの（第13条第7号）

現行条例では、県の機関または国等の機関が行う検査等の事務の実施に関する情報の中には、事務の性質上、開示することにより実施目的を失わせ、行政の公正または円滑な実施が阻害されるものがあることから、これを防止するため、そうしたおそれのある情報については、開示しないものとしているが、6と同様、類型ごとに適正な遂行の支障となりうる状態を具体的に限定して規定することが必要である。

8 国等との協力、信頼関係を損なうもの（第13条第8号）

現行条例では、開示すると国等の機関および当該実施機関以外の県の機関との協力関係または信頼関係が著しく損なわれるおそれのある個人情報については、開示しないものとしている。

しかし、国等との協力・信頼関係を確保するという観点からは、事務の円滑な実施を困難にする情報として開示・不開示について判断すればよいことから、この規定は削除することが適当である。

9 開示請求者の生命等を害するおそれのあるもの（現行条例規定なし）

現行条例ではこの規定は設けていないが、法定代理人による開示請求を認めており、法定代理人と個人情報の本人の利益が反する可能性があるものに対応する必要があること、また、本人に開示することで本人の生命、健康、財産を害するおそれのある情報もあることから、新設することが適当である。

5 - 4 部分開示（第13条）

- (1) 現行条例第13条の規定中「開示請求の趣旨を損なわない」旨の規定は、開示請求において理由の記載を不要としていることから削除することが適当である。
- (2) 開示請求者以外の第三者の情報を、その個人が識別できない部分については開示できる旨の規定を新設することが適当である。

【説明】

- 1 現行条例第13条では、開示請求に係る個人情報の中に、不開示情報に該当することにより開示できない部分とそれ以外の部分とが記録されている場合は、それぞれの部分が容易に、かつ、開示請求の趣旨を損なわない程度に分離できるときは、当該文書の全部を不開示とすることなく、開示できない部分を除いた部分は開示することとしている。

この場合、「請求の趣旨」を損なうかどうかについて、現行の請求手続では請求理由の記載を不要としていることから、その客観的な判断は困難と考えられるので、この規定を削除することが適当である。

- 2 開示請求者以外の個人に関する情報のうち、個人識別性がない状態であれば、これを開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められる場合もある。

現行条例に明文の規定はないとしても上記の場合には、開示請求者以外の特定個人が識別できることとなる氏名、住所等の部分のみを非開示とし、その他の部分は開示することが必要と考えられる。

このような例外的な取扱いについての根拠について、条例上明確にしておくことが適当である。

5 - 5 裁量的開示（現行条例規定なし）

不開示情報の規定に該当する情報であっても、個人の権利利益を保護する観点から、開示することの利益が不開示とすることによる利益を優越するという場合もあり得るものと考えられる。

したがって、不開示情報の規定に該当する情報であっても、実施機関の判断によって開示することができることとする規定を新設することが適当である。

【説明】

不開示情報に関する規定は、原則開示の例外として、開示請求者以外の個人や法人等の権利利益や公共の利益を保護するために設けられたものである。しかし、不開示情報の規定に該当する情報であっても、個人の権利利益を保護する観点から、開示することの利益が不開示とすることによる利益を優越するという場合もあり得るものと考えられる。

したがって、不開示情報の規定に該当する情報であっても、実施機関の判断によって開示することができることとする規定を、新たに設けることが適当である。

5 - 6 存否応答拒否（現行条例規定なし）

開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなる場合もあることから、存否を明らかにしないで当該開示請求を拒否することができる規定を新設することが適当である。

【説明】

現行条例では、個人情報の開示請求があった場合の取扱いは、実施機関は開示するかどうか、あるいは個人情報は不存在であると回答することになっていることから、結果的に個人情報の存否が明らかにされることになる。

しかし、例えば、特定の個人の病歴に関する情報など、「当該個人情報は存在しない、または存在するが不開示とする」と回答するだけで、不開示情報の保護法益を侵害することとなる場合がある。また、特定の個人情報について探索的に請求がなされた場合、「不開示または不存在」と回答するだけで、不開示情報の保護法益が侵害されることとなる場合も想定される。

このような場合において、不開示情報の保護法益を適切に保護するためには、実施機関は開示請求に係る個人情報の存否を明らかにしないまま開示請求を拒否することができる旨の規定を設けることが適当である。

5 - 7 開示請求の方法および決定等の規定（第12条・第14条）

開示請求の方法および決定等の規定は、行政機関法を参考とした規定に整備することが適当である。

【説明】

- 1 開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、実施機関は補正を求められることができる旨の規定を設けることが適当である。この場合において、実施機関は、補正の参考となる情報を提供するように努める旨も併せて明記することが適当である。
- 2 開示請求書の受理に関する規定（第14条第1項）を、到達主義を採用する行政手続条例の規定に適合したものに変更することが適当である。
- 3 決定期限については、現行どおり開示請求のあった日から15日以内とするが、補正に要した日数は除算する規定を新たに設けることが適当である。
- 4 決定期間の延長をする場合の規定（第14条第2項）について、期限も明記しておくことが適当である。
- 5 開示請求された個人情報の量が著しく大量であるため、通常の延長期間内に決定を行うことが困難である場合については、当該期間内に相当部分について決定をし、残りの部分については、相当の期間内に決定をすれば足りる旨の規定を新たに設けることが適当である。

5 - 8 事案の移送（現行条例規定なし）

開示請求を受けた実施機関よりも他の実施機関に処理を委ねた方が合理的な場合もあるため、当該他の実施機関と協議の上、事案を移送することができる規定を新設することが適当である。

【説明】

個人情報の開示請求に対する開示等の決定は、請求を受けた実施機関が、その保有する個人情報について行うのが通例である。

しかし、開示請求を受けた実施機関が保有している個人情報が他の実施機関により提供を受けたものであるときには、当該個人情報を収集した実施機関の方が開示の是非をよりよく判断し得る場合がある。また、開示請求を受けた実施機関が保有している個人情報が他の実施機関の事務と重要な関連を有する情報である場合には、他の実施機関の方が開示の是非を適切に判断し得ることもある。

このような場合には、他の実施機関に処理を委ねた方が合理的な場合もあるため、協議の上、事案の移送ができる規定を設けることが適当である。

なお、この場合、移送したことが請求者の不利にならないよう、開示等の決定を行う期限は、当初の開示請求の時点を基準とする必要がある。

5 - 9 第三者保護に関する規定（現行条例規定なし）

開示請求のあった個人情報に開示請求者以外の第三者に関する情報が記載されている場合、当該第三者の権利利益を保護するための規定を設けることが適当である。

【説明】

開示請求のあった個人情報に開示請求者以外の第三者に関する情報が記載されている場合、開示・不開示の決定に際しての当該第三者の権利利益の保護は、基本的には実施機関が開示請求者以外の個人や法人に関する不開示情報の規定を適正に運用することにより確保されることになる。

しかし、実施機関の判断をより一層適正なものとし、第三者の権利利益を不当に侵害することのないようにするためには、当該第三者から直接意見を聴くことや開示を実施する前に不服申立等を提起する機会を確保するなどの仕組みを設けておくことが適切と考えられる。

こうした第三者保護の取扱いに関しては、現行条例には明文の規定はなく、事務取扱要領で運用が定められているが、第三者の権利利益を適正に保護するために、条例で次のような手続を明記しておくことが適当である。

- 1 開示請求に係る個人情報に開示請求者以外の第三者に関する情報が記録されているときは、開示決定等を行うに当たり、当該第三者に対し、意見書を提出する機会を与えることができることとすること。
- 2 開示請求者以外の個人に関する情報もしくは法人等に不利益を与える情報であっても「人の生命、健康、生活または財産を保護するために、開示することが必要であると認められる情報」に該当するものとして、いわゆる義務的開示をする場合または不開示情報に該当しても個人の権利利益を保護するため特に必要があるとして、いわゆる裁量的開示をする場合については、意見書を提出する機会を、必ず与えなければならないこととすること。
- 3 実施機関は、第三者が公開に反対の意思を表明しているにもかかわらず開示の決定をするときは、当該第三者が決定に対する不服申立て等を行う機会を保障するために、開示決定した旨などの通知を行うとともに、開示決定の日と開示の実施の日との間に、少なくとも2週間を置くこととすること。

第6 訂正請求の規定（第18条～第20条）

訂正請求の規定についても、開示請求の規定に準じて整備することが適当である。

【説明】

現行条例では、実施機関から開示を受けた個人情報に事実に関する誤りがあった場合において、本人がその訂正の請求をすることができる権利を明らかにしている。

この訂正請求制度については、現行制度を維持することとするが、開示請求の規定の整備に準じて、訂正請求の規定も整備することが適当である。

第7 利用停止請求権（現行条例規定なし）

自己を本人とする保有個人情報を実施機関により違法に取り扱われていると認められるときは、実施機関に対して、その個人情報の利用の停止、消去または提供の停止を請求することができる権利（利用停止請求権）を創設することが適当である。

【説明】

行政機関法においては、本人が、自己に関する情報が適法でない方法により取得された場合等に、そのような取扱いがなされていることを理由として、行政機関の長に対して自己に関する情報の利用停止請求等ができるという「利用停止請求権」が規定された。

実施機関における個人情報の適正な取得、利用、提供等に関する規定の実効性を担保する上で「利用停止請求権」は、開示・訂正請求権とともに、本人関与を構成する重要な要素と考えられる。

現行条例では、この利用停止請求権の規定が設けられていないことから、行政機関法を参考にして利用停止請求権を設けることが適当である。

第8 事業者の保有する個人情報の保護（第24条～第29条）

事業者の保有する個人情報の保護に関する規定は、現行制度を維持することが適当である。

【説明】

個人情報の保護対策の必要性は、公的部門と民間部門とで基本的に異なるものではないことから、現行条例においては、事業者の保有する個人情報についても、適正に取り扱われるよう条例で規定を設けているところである。

今般、個人情報を取り扱う事業者の遵守すべき義務等を定めた個人情報保護法が制定され、平成17年4月から全面施行される。同法では、5千件を超える個人情報を取り扱う事業者を対象としていることから、同法の対象外となる事業者における個人情報の保護制度として、現行条例の事業者に関する規定はなお意義を有している。また、同法は、全面施行後3年を目途に検討を加えることとされていることを勘案すると、当面、現行規定を維持することが適当である。

なお、同法の趣旨を踏まえ、事業者に対し指導等を行うときは、表現の自由、学問の自由、信教の自由および政治活動の自由を妨げることがないように運用することが求められる。

第9 個人情報保護審議会の調査権限等（第22条、第30条）

個人情報保護審議会における不服申立てに関する審査を実効性のあるものとするため、その権限および手続に関する規定を整備することが適当である。

【説明】

現行条例では、実施機関から諮問された事項の審議ならびに個人情報保護制度の運営および改善に関する事項について建議を行うため、個人情報保護審議会を設置すること、その組織および運営に関する基本的事項を定めている。

この審議会における不服申立てに関する審査を実効性のあるものとするため、その権限および手続に関する規定について次のように整備することが適当である。

1 諮問をした旨の通知等

不服申立人や第三者等の手続保障等のため、諮問をした旨の通知や第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続等の規定を設けることが適当である。

2 審議会の調査権限等

審議会の調査権限等については、次のように情報公開審査会と同様の規定を設けることが適当である。

(1) 実施機関に対し、開示決定等に係る個人情報の提示を求める権限

(2) 実施機関に対し、開示決定等に係る個人情報に記録されている情報の内容を審議会の指示する方法により分類または整理した資料を作成し、審議会に提出を求める権限

(3) 不服申立人、参加人または実施機関に意見書または資料の提出を求める権限、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ、または鑑定を求める権限その他必要な調査をする権限

3 不服申立人等の権利の保護

不服申立人等が、審議会に対して、口頭で意見を述べられること、意見書や資料を提出できること、審議会に提出されている意見書や資料を閲覧できることなどは、不服申立人等に適切に弁論・反論の機会を与える重要な権利として保障される必要があり、条例に明記しておくことが適当である。

第10 適用除外の規定（現行規定なし）

法律の規定により、行政機関法の適用除外とされている個人情報については、国の制度等との整合性を図るため、条例においても適用除外とすることが適当である。

【説明】

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成15年法律第61号）において、統計法と統計報告調整法の規定に基づいて集められた個人情報については行政機関法が適用除外とされ、また、登記簿、訴訟に関する書類、免許漁業原簿等に記載されている個人情報については、独自の完結した体系的な開示制度が定められていることから、行政機関法の開示請求等に関する規定が適用除外とされている。

これらの個人情報については、条例の規定を適用する必要性はないことから、適用除外とすることが適当である。

第11 罰則規定（現行条例規定なし）

個人情報の適正な取扱いおよび個人の権利利益の保護をより一層実効性のあるものとするため、実施機関の職員および受託業務従事者等、受託法人等、個人情報保護審議会委員、不正な手段で個人情報の開示を受けた者に対する罰則を設けることが適当である。

【説明】

1 職員・受託業務従事職員等への罰則

現行条例においては、地方公務員法（昭和25年法律第261号）で法令遵守義務や守秘義務などが規定されていることから、実施機関の職員による個人情報の不正提供や漏えい等に対する罰則規定が設けられていなかった。

しかし、近年個人情報の流出等が大きな問題となっており、個人情報の適正な取扱いがこれまで以上に強く求められているところであり、また、国の職員については、行政機関法において新たに罰則が規定されたところである。

県においても、条例における実施機関の個人情報の適正な取扱いの確保と個人の権利利益の保護を図る目的を、より一層実効性のあるものとして担保するとともに、県に対する県民の信頼を一層確保するため、行政機関法と同様、職員もしくは職員であった者に対して、罰則規定を設けることが適当である。

また、実施機関から個人情報の取扱いを伴う事務を委託された事業者における受託業務従事者もしくは従事者であった者においても、実施機関の職員と同様に個人情報の適切な取扱いが求められることから、罰則の対象とすることが適当である。

なお、罰則の対象となる実施機関の職員の範囲は、地方公務員法で規定する一般職の職員および特別職の職員とすることが適当である。

2 受託者への罰則（両罰規定）

実施機関からの個人情報の取扱いを伴う事務を委託された事業者において当該個人情報の漏えい等の違反行為を防止するためには、行為者である受託業務従事者等を罰するだけでなく、受託者に対しても当該個人情報の適正な取扱いをより一層実効性のあるものとして担保するため、罰則規定を設けることが適当である。

3 滋賀県個人情報保護審議会委員への罰則

個人情報保護審議会委員もしくは委員であった者に対しては、現行条例で職務上知り得た秘密を漏らしてはならないとする守秘義務が課せられているが、この守秘義務に違反した場合における罰則規定を設けることが適当である。

4 偽りその他不正の手段により開示を受けた者への罰則

現行条例では、県の保有する個人情報の本人に対して開示請求権を認めているが、その適正な行使を確保するため、偽りその他不正の手段により開示を受けた者に対して、罰則規定を設けることが適当である。

第12 死者に関する個人情報

死者に関する個人情報の取扱いについて、社会通念上、死者の遺族自身の個人情報とみなせる場合は、当該遺族の自己の個人情報として条例の運用により開示請求を認めることが適当である。

【説明】

現行条例において個人情報は、死者に関する個人情報は対象としていないが、条例の運用において、死者の個人情報に対する遺族からの開示請求については、相続の場合において、相続人たる遺族が被相続人たる死者の財産に関する情報を遺族自身の自己の個人情報として捉えられる場合、死者に関する情報を遺族自身の個人情報として開示請求をできると解釈している。

しかし、相続の場合以外にも、社会通念上、死者に関する情報が死者の遺族自身の個人情報とみなせる場合があり、この場合、当該遺族が自己の個人情報として開示請求することを認める必要もあると考えられる。

また、死者に関する個人情報の保護の在り方については、国会の個人情報保護法案に対する付帯決議において、法律の全面施行後3年を目途として、法律の施行状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとされていることから、今後の国における検討状況も踏まえる必要があると考える。

このようなことから、死者に関する個人情報の取扱いについては、現時点においては条例に規定は設けないこととするが、その運用については、現行の運用に加えて、社会通念上、死者の遺族自身の個人情報とみなせる場合は、当該遺族の自己の個人情報として条例の運用により開示請求を認めることが適当である。

なお、死者に関する情報を遺族自身の個人情報として開示しようとする場合は、死者の生前の意思、名誉等を十分に尊重することが必要である。

(資料)

1 滋賀県個人情報保護審議会委員名簿

(敬称略・五十音順)

| 氏名 | 職業等 | 備考 |
|--------------------|---------------------|--------------|
| あかい たけお 赤井 竹雄 | 元滋賀県国民健康保険団体連合会副理事長 | 平成16年3月31日退任 |
| うの かずえ 宇野 一枝 | 大津市教育相談センター相談員 | |
| ながお じすけ 長尾 治助 | 立命館大学名誉教授・弁護士 | 会長 |
| なかたに まさよ 中谷 眞三代 | 滋賀県立大学・大学院非常勤講師 | |
| なかたに みのる 中谷 実 | 南山法科大学院教授 | |
| ぼうの よしひろ 坊野 善宏 | 弁護士 | 会長代理 |
| みやむら むねお 宮村 統雄 | (財)びわ湖ホール副理事長 | 平成16年5月18日就任 |
| やすだ かずよ 安田 一代 | (株)ホンネット代表取締役 | |

2 滋賀県個人情報保護審議会審議経過

| 回 | 開催日 | 審議内容 |
|------|------------|---|
| 第20回 | 平成16年2月5日 | ・知事から意見依頼 ・条例の見直しの視点検討 |
| 第21回 | 平成16年3月17日 | ・条例の見直し検討 (実施機関の範囲、罰則規定、利用停止請求権、職員情報等の開示請求、開示・不開示の枠組み、不開示情報) |
| 第22回 | 平成16年5月18日 | ・条例の見直し検討 (部分開示、裁量的開示、存否応答拒否、開示請求手続、事案の移送) |
| 第23回 | 平成16年6月17日 | ・条例の見直し検討 (第三者保護、訂正請求、審議会調査権限、安全確保措置) |
| 第24回 | 平成16年6月29日 | ・条例の見直し検討 (事業者規定、死者情報) |
| 第25回 | 平成16年7月13日 | ・条例の見直し検討 (定義、県民の責務、利用目的明示、保有制限、電子計算機等結合、審議会関与) |
| 第26回 | 平成16年8月25日 | ・意見のとりまとめ |